

今号では、学校教育活動を側面から支えている「事務職員」の資質向上に向けた研鑽の様子や「学校事務の共同実施組織」の適正・効率的な事務執行に向けた動きの一端についてご紹介します。

編集・発行の都合上、暦を少々遡っての掲載となりますことをご了承願います。

管内初任学校事務職員研修会①～③

第1回 (R3.6.14) 事務所研修

○給与事務の概要及び演習、旅費事務の概要及び演習

第2回 (R3.8.24) 資料配布による書面研修

○諸手当演習、旅行命令票作成演習

会計年度任用職員に関する事務

第3回 (R3.10.26) 事務所研修

○給与費調査に関する事務、旅費所要額調査に関する事務

給与日割計算、社会保険、住民税特別徴収事務の説明

受講者の声

年に3回、経験年数1,2年の職員を対象に給与や旅費事務の概要説明など基礎的な研修会を開催しています。皆さん真剣に受講しており、「勉強しよう」という意欲が伝わってきます。



第1回

○諸手当等の概要について再確認することが出来て良かった。

○現在、作成中の書類の誤りに気が付いたので修正したい。

○当校で該当がなかった事例や手当についての説明が参考になった。

○演習問題を通して、今まで理解していなかった部分に気が付くことができた。

第3回

○(今後の業務について) 昨年は覚えることで精一杯だったが、今年は何が必要か大まかな見通しを持つことができた。

○第2回目の研修会がなく、資料だけだったが、やはり実際に講義を受けた方が分かりやすい。

○事務職員としての心構えは年度初めに受講したかった。

○事前演習課題に取り組むことで解答がより頭に入った。

管内小中学校事務職員研修会

(R3.9.15 書面研修) 資料の配布

- 多様な性・LGBT(性的少数者)について
- 給与・旅費事務等に係る業務説明

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大を考慮し、集合研修ではなく、書面開催の研修会となり、予定していた講話や業務説明について資料を配布しました。

年に1度の管内小中学校事務職員が一堂に会し、生の声を聴ける大切な機会ですので、来年度は例年通り研修会を実施できればと思います。

学校事務の共同実施 ～適正・効率的な事務執行に向けて～

共同実施組織 訪問指導

9月28日を皮切りに11月17日まで、奥州市と金ケ崎町を対象地区として学校事務共同実施組織の訪問指導を実施しました。

対象
5組織

奥州第一、奥州第二、
奥州第三、奥州第四、
金ケ崎町

訪問指導と同時に共同実施を行っていたので共同実施での話題や雰囲気を感じることができました。

● いずれの組織も概ね適正に事務処理されており良好な状況。

● 手当の認定に当たり書類の不備がないか共同実施組織で作成している チェックリストを活用して認定している。

○ 今回の訪問で返納が生じた手当(住居手当、高速道路利用の通勤手当)

契約書の特約事項に記載されている割引キャンペーンにより家賃が発生せず返納となる事例が数件ありました。ただし、契約書上で割引等の詳細を把握することが困難な事例もあるため、実際の支払い状況等についての確認が必要となる場合があります。

高速道路利用については、往路、復路それぞれについて月の勤務日の過半数を利用していることが要件になります。

◎当管内では、学校事務の共同実施組織の活動のみならず、事務職員一人ひとりが、日々資質向上に励んでいる様子が様々な場面を通じて見受けられます。県南教育事務所では、今後も学校事務の共同実施の適正かつ円滑な推進と事務職員の皆さんのより一層の資質向上を支援してまいります。